

令和6年度

いじめ防止基本方針

加東市立社中学校

加東市立社中学校いじめ防止基本方針

加東市立社中学校

1 学校の方針

本校は、学校が子どもたちにとって心の居場所となるよう、生徒同士、生徒と教師、教師と保護者が互いを信頼し合える人間関係を培う。そのために、生徒理解を共有し、学校生活の基盤となる温かな学級づくりに努め、一人一人が認められる所属感や存在感のある学校生活をめざし、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのためすべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう「いじめ防止基本方針」を定め、日常の指導体制を整備する等いじめの未然防止に努めながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決を図る。

2 基本的考え方

本校は、播磨内陸部の中核都市に立地した中規模校である。校区は非常に広く、地元の集落、新興住宅、公営住宅等、様々な住宅環境が混在し、生徒は5つの小学校から入学している。生徒は全体的に落ち着いた雰囲気ですべての生徒が安心して学校生活を送っており、部活動の参加率も高い。

また、いじめ防止に向けた取り組みとしては、定期的な「困ったことカード」「学習計画帳」、学期に1回の「教育相談週間」を利用し、悩みや不満を訴える機会をできるだけ用意しながら、生徒の内なる声に耳を傾け、問題の早期発見・早期解決に努めている。そして、生徒指導委員会や職員会議において、生徒に関する情報交換、指導内容を教師間の共通理解に基づきながら協議し、同一歩調で指導している。

いじめについては、すべての教職員が、以下の基本認識を持ち取り組んでいく。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
 - ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
 - ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
 - ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
 - ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
 - ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
 - ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
- (『兵庫県いじめ防止基本方針』(兵庫県教育委員会)より)

このような認識のもと、生徒間の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 全体計画

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめを防止する観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」である。生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校長の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

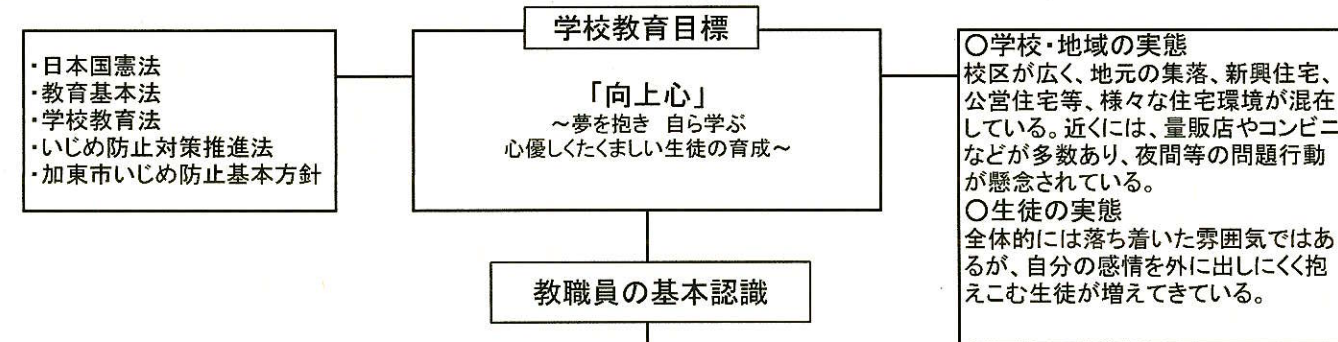
5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、三者面談などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

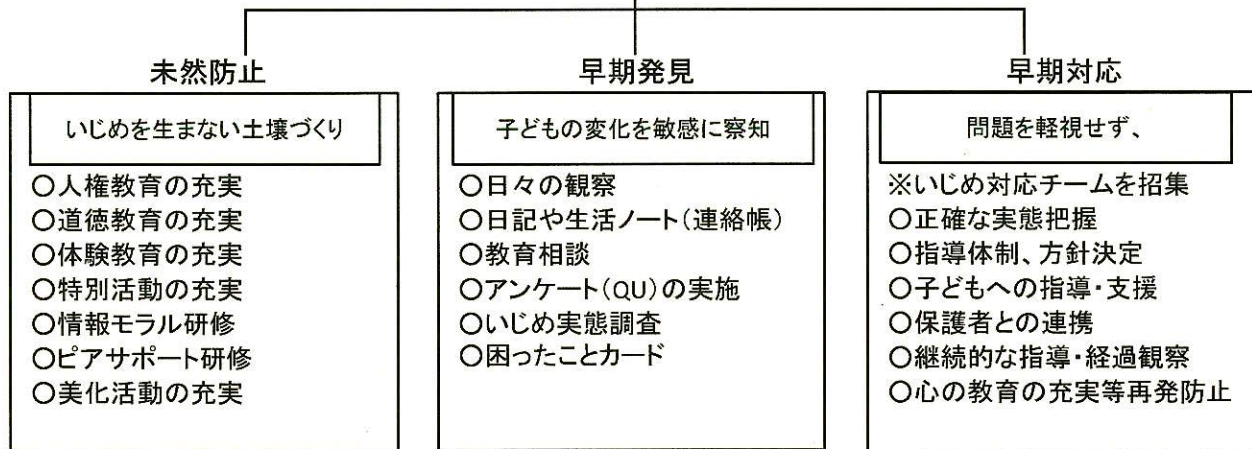
また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用し、客観的な視点からの見解を取り入れるとともに、具体的な方策についての意見を求め、専門的で多面的な支援が行えるようにしていく。さらに、必要に応じて関係機関への支援要請を行っていく。

また、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直していく。その際には、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

いじめ防止基本方針全体計画

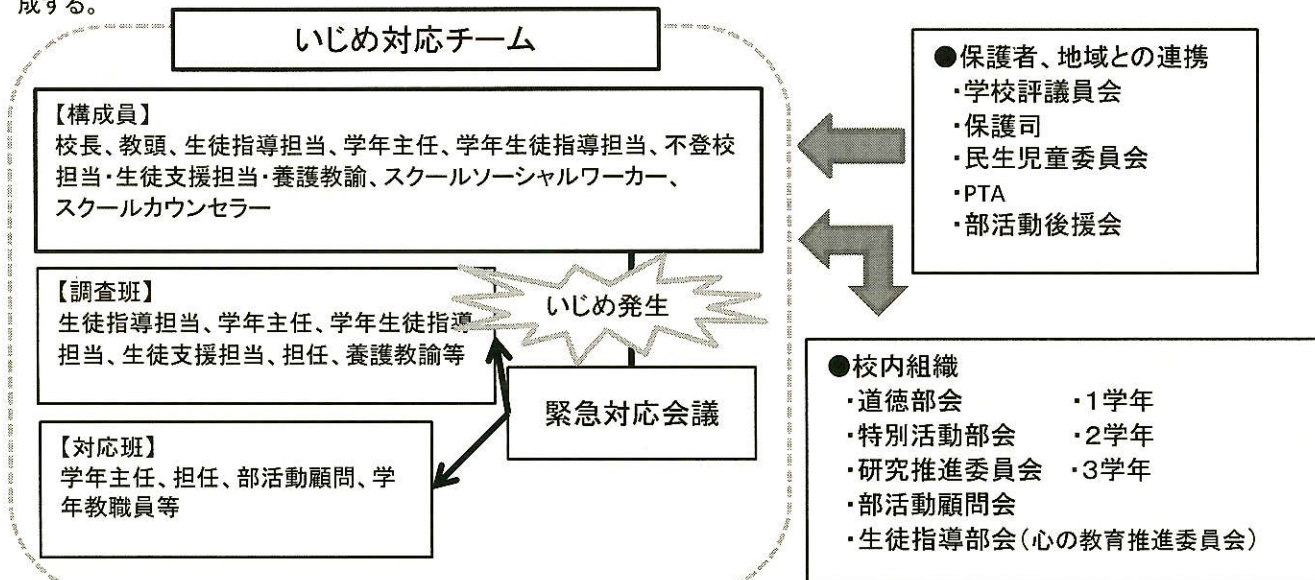


- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入り替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。



※「いじめ対応チーム」の設置について

- ◎生徒指導委員会に「いじめ対応チーム」を設置する。
- ◎「いじめ対応チーム」は、校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、スクールカウンセラーなどにより構成する。



いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもを気遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- にやにや、へらへらしている
- おどおどしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 表情が暗く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎授業中・休み時間

- 発表すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編制の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

◎昼食時

- 好きな物を他の友だちにあげる
- 他の友だちから机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらをされる

◎清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨て当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- ケガの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが、他の子どもにきつい言葉をつかう

別紙3 年間指導計画

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	職員会議	→				
	いじめ対応チーム会議 ・指導方針・指導計画	→				
	PTA総会 ・保護者への啓発	学級懇談会 ・保護者への啓発	教職員研修 ・カウンセリング マインド研修 ・生徒指導 ・道徳教育 ・QU事例検討会			
未然防止に向けた取組	学級・学年づくり(人間関係づくり) ・道徳教育・人権教育・特別活動・部活動			情報モラル研修 ・保護者向け ・児童生徒向け	リーダー研修 ・ピアサポート	学級・学年づくり 体育大会
				教育相談週間		教育相談週間
				QUテスト実施		
早期発見に向けた取組	困ったことカード ・月に一度実施し生徒の内面理解	→				
				いじめ実態把握調査		
				教育相談週間		

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	職員会議	→				
	いじめ対応チーム会議	→				
未然防止に向けた取組	学級・学年づくり(人間関係づくり) ・道徳教育・人権教育・特別活動・部活動			教職員研修 ・カウンセリング マインド研修 ・QU事例検討会		
	学校オープン ・保護者への啓発			教育相談週間	学校オープン ・保護者への啓発	
				三者面談		
早期発見に向けた取組	困ったことカード ・月に一度実施し生徒の内面理解	→				
	いじめ実態把握調査		QUテスト実施		いじめ実態把握調査	
	教育相談週間					

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめは未然の防止することが最良であるが、いじめを認知した場合には、特定の教職員が一人で抱え込んだり、隠したりすることなく、校長のリーダーシップのもと「いじめ対応チーム」を中心にして学年や学校全体で情報を共有し、組織的に対応する。いじめの解消に向けては、迅速な対応が大切であることから、情報を得てから学校の方針決定までをその日のうちに対応する。ただし、重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にズレがある場合、把握した状況をもとに十分に検討協議し、慎重に対応する。

